ニ　法第八条第三項前段及び第九条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第八条第三項後段及び第九条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項
ホ　法第四十五条第一項の規定による報告の徴収、法第四十六条第一項の規定による立入検査等及び法第四十六条の二第一項に規定する電気用品の提出に関する事項
ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項
六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（適合性検査の方法）

第十四条　法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　（略）　（略）
二　法第九条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条に規定する基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（帳簿）

第二十七条　法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）
三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第三号の経済産業省令で定める型式の区分
四～七　（略）
２・３　（略）

（旅費の額）

第三十一条　令第六条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第六章　雑則

（氏名等の公表方法）

第三十四条　経済産業大臣は、法第四十二条の八の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第三十四条の二　経済産業大臣は、法第四十二条の八の規定に基づき、法令等違反行為を行つた者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行つた者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行つた者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　電気用品による危険又は障害の拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。
二　法令等違反行為を行つた者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

（適合性検査の方法）

第十四条　法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　（略）　（略）
二　法第九条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（帳簿）

第二十七条　法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）
三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分
四～七　（略）
２・３　（略）

（旅費の額）

第三十一条　令第二条の三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第六章　雑則

（新設）

（新設）